

医療分野に係る経営力向上に関する指針案の概要

1. 指針案の概要

- 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、医療分野に係る経営力向上に関する指針を定めるものである。

2. 指針案の内容

- 具体的な内容は以下である。

第 1. 基本認識

少子高齢化が進む中で、国民医療費は増大している（平成 25 年：約 40 兆円）。また、医療施設（病院・診療所）は平成 26 年 10 月 1 日現在で約 17 万 8000 施設となっている。

経営の特徴として、医療業は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者の配置が必要となること等に伴い、医療従事者の勤務環境について医療従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第 2. 経営力向上に関する目標

医療業においては、医療等サービス提供による収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

医療等の安定的な提供のため、医療等サービスの質の確保及び向上のためにも、勤務環境の改善等を通じた人材確保を目指すことは重要である。そのため、医療等従事者の離職率、勤続年数、定着率、又は経営の安定化を図るため、業務効率化によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用い、目標を設定するものとする。

第 3. 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

他の医療機関等サービス提供主体との機能分化・業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保、向上を実現し、事業の継続・安定を進めることが適当である。また、離職率の引下げ等に向けた勤務環境改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

医療分野の事業所を「病院」、「有床診療所」及び「無床診療所、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所」に分類し、それぞれ下記の事項を記す。

- ・サービスの品質向上に関する事項（治療の選択肢の複数提示等）
- ・コストの把握・効率化に関する事項（近隣の医療機関と連携した共同購入等）
- ・マネジメントに関する事項（医師等の柔軟な配置等）
- ・人材に関する事項（医療従事者の離職率の引下げ、勤続年数・定着率の引上げ等）
- ・ＩＣＴ投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項（電子カルテ等のＩＣＴの利活用等）
- ・その他の経営資源を高度に利用する方法（介助・介護に資するロボットの導入）

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

第4. 医療分野経営力向上推進機関に関する事項

医療分野経営力向上推進機関の業務内容として医療業の経営力向上に関する研修を企画し実施すること等、実施体制としてこれらを実施できる体制であること、また実施に当たって配慮すべき事項として合理的な理由なく特定の医療機関等を支援対象から外すことのないようにすること等を記す。

3. 根拠条項

法第12条第1項、第2項

4. 公布日

平成28年6月下旬予定

5. 施行期日

平成28年7月1日

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 【中小企業等経営強化法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小・中堅企業（以下「中小企業等」という。）を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在。
- (2) こうした中で、中小企業等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、生産性の向上（経営力向上）を図ることが必要である。

2. 法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた支援

一 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴くなどして、中小企業等の経営力向上に係るベストプラクティスを事業分野別指針に反映させていく（PDCAサイクルを確立）。

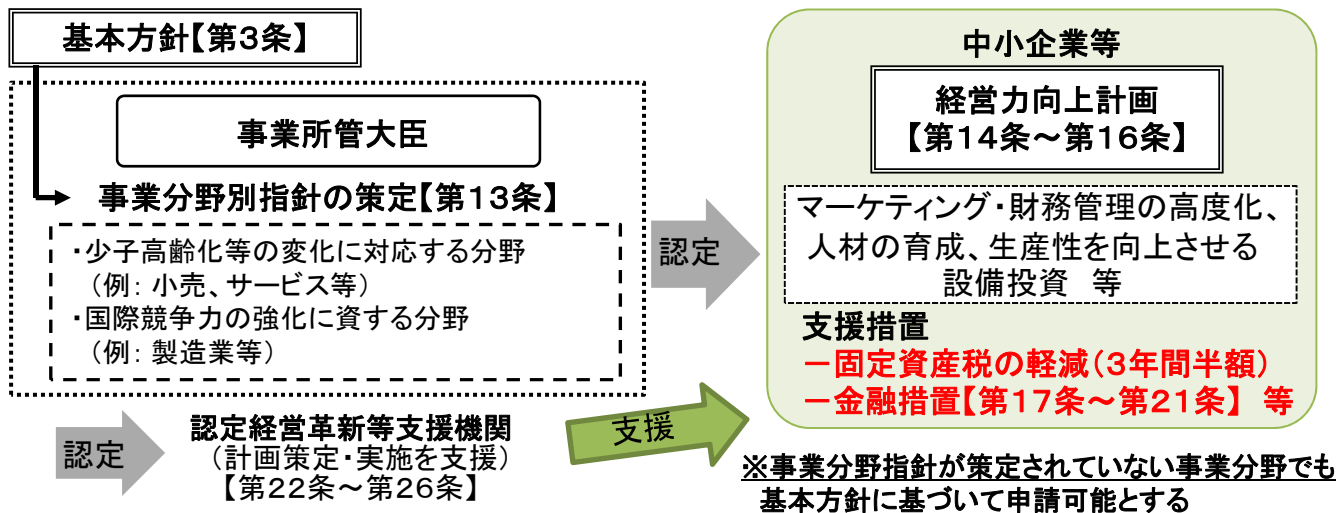
(2) 中小企業等による経営力向上に係る取組の支援

一 中小企業等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

一 また、支援機関は、国の認定を得て、中小企業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援する。（現行では、商工会議所、商工会、金融機関、士業等が支援機関となっている。）

3. 措置事項の概要

【中小企業等の経営強化のための総合的な支援体制の構築】



経営力向上の事例

サービス業における取組（例）

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。



小売業における取組（例）

各店舗から本社に売れ筋商品の情報が配信され、自動集計。新商品の企画に消費者のニーズを素早く反映。

